

第 2 回

埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成 21 年 11 月 19 日 (木)
14:00 ~ 16:20
マロウドイン熊谷

1. 開会宣言 (事務局より)

- 協議会の開始に当たり、第 1 回の協議会では報道機関の皆様には途中退席をお願いしていたが、第 2 回より最後まででの公開としたい旨、出席者の了承を得る -

2. 議事

(1) 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の改正 (案) について

- 構成員に「東日本旅客鉄道株式会社高崎支社」を追加するため、事務局による要綱の改正 (案)【資料 1】の説明を受け、構成員満場一致により要綱改正を承認 -

(2) 第 1 回埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会議事概要 (案) について

- 事務局より、議事概要【資料 2】の説明を受け異議なく承認 -

(3) 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会地域計画骨子 (素案) について

- 第 1 回協議会の議事であった「大宮駅東口タクシープール IT システム【参考資料 2】」及び「法人タクシー運転者登録制度【参考資料 3】」について事務局より説明 -
- 事務局より地域計画骨子【資料 3】を説明後、項目毎に委員より以下のとおり意見等をいただくよう議事を進行 -

《 1 . タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針》

- 意見等について委員に諮ったが特に意見はなく、後日でも意見等があれば事務局にご意見をいただきたい旨説明 -

《 2 . 地域計画の目標》

タクシーサービスの活性化

【高橋委員 (森原代理)】

- ・自治体としては、市民の方からの意見で障害者等の輸送は N P O 等での輸送サービスが中心であるが、現状では限界がきておりこれを充実させるためには、タクシー事業者の力をお借りし、輸送力の充実を図り、かつタクシーの需要が上がり、タクシーサービスの活性化に繋がるのではないかと。

【吉岡委員】

- ・ますます高齢化社会になり、県北では駅中心から他に需要が点在していると思われる。その一つ一つの需要を探り効率化を図れば、活性化に繋がるのではないか。
- ・深谷市内循環バスの新しい計画を来年度予定として、タクシー車両を活用したデマンド交通を検討している。

【飯田委員】

- ・高齢化社会にあって、親族と同居をしていない高齢者にとっては、救急車のように統一の番号を押すとタクシーがすぐ来るようにしてほしい。

【鈴木委員（久保田代理）】

- ・供給過剰の抑制とあるが、ドライバーも高齢化が進み黙っていても減るのではないか。
- ・活性化の観点から観光への取組目標を掲げているが、観光に対して県は力をいれているが、全国でワースト2位の予算と聞いている。歴史的建造物の見学等ではなく、対人型の農業体験とかその地域でのおいしいお店等を駅からの観光ルートとして企画すれば需要が増えるのではないか。

事業経営の活性化、効率化

タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

【野田委員】

- ・タクシー需要の減少という問題はあるが、労働条件の最低限必要なことは遵守していただき、結果労働条件の改善につながる。

【鈴木委員】

- ・日車営収は下がっており、その結果ここ1、2年、長時間労働をせざるをえない。本年9月に県内の最低賃金が改正され735円であるが、県北のタクシー運転手の賃金はそれを下回っているものがある。
- ・運転者の賃金だけでは生活できないので、働き盛りの40代中間層が減っている。運転者の高齢化が進むと年金受給運転者の中には、生活費の補填程度の人がいるので、ドライバーの質の向上が難しい。

【新井委員】

- ・現状は年金をもらいながらのドライバーが多い。若年層の確保のため労働環境の整備に努力したい。

安全性の維持・向上

【田島委員（長野代理）】

- ・幹線道路を警察等が法定速度で走行していれば、頭押さえになり事故は減少する。同じようにバスやタクシーといった公共交通車両が法定速度で走行することにより、安全に対する啓蒙活動になればと思う。

【福島委員（秋山代理）】

- ・シートベルト装着の教育など、小さなことでも教育し法令を遵守することにより、他のルールも守られ安全に繋がる。

観光への取組み

【今村委員（角田代理）】

- ・寄居町としてはお祭りのPR等、また首都圏近郊で山がありハイカーの方が訪れるが、歩くのがメインでありタクシー利用には結びつかないかもしれないが、観光資源としてはお寺巡りがあり、高齢者も多いのでタクシーの需要に結びつかないか。

【西村委員（久世代理）】

- ・県内ではNHKでのドラマの舞台になった川越は観光客が増えたと聞いており、新しいところでは鉄道博物館もあり、遠いところからの来訪者も増えている。
- ・最近、力を入れているのがテレビや映画でのロケ地として県内を積極的に使っていただき、ロケ地の見学として多くの人に訪れてもらうという観光もある。

【新井委員】

- ・観光は温泉やグルメがメインであるが、我々タクシー事業者としては、年間を通して県や市から観光資源のPRをしていただき、観光客誘致をお願いしたい。

【吉田委員】

- ・高崎駅では「駅から観タくん」を実施している。鉄道を利用してタクシーで観光地を巡るもの。そういった視点から総合的なことも考えてみたら良いのでは。熊谷駅は新幹線も止まるので検討してみてもは。

環境問題への貢献

- 意見なし -

供給過剰状態の解消

【森委員】

- ・需給バランスの調整は自らが取り組まなければならない。乗務員の労働条件を守りながら、安全・安心のサービスを提供したい。公共性が高いとはいえ、小さい地域での事業活動でもあり、運賃競争ではなくサービスの質で利用者に選んでもらうようにしたい。現車両数と適正車両数との差は大きいですが、少なくとも一割は皆様のご理解を得て適正車両数である供給過剰の解消に努力したい。

【伊勢野委員】

- ・同一地域で同一運賃が理想である。価格で競争するには限度があり、運転手の質を上げるのが一番効果がある。

交通問題、都市問題の改善

【田島委員（長野代理）】

- ・幹線道路での渋滞解消においては、自動により信号機の間隔を変更して改善を図っているが、駅前ロータリーについてはデータが無いため不明。

【建川委員】

- ・現在の熊谷駅前の状況は良いとは考えていない。籠原駅についても区画整理を進行中であり駅前広場についても検討中。しかし実施時期が決まっていないが、問題意識を持ち

検討していきたい。

その他

- 意見なし -

(4) その他

【建川委員】

- ・利用者の視点が不足しているのではないか。アンケートを実施する予定はあるか。
- ・地域計画に対する補助等支援はあるのか。
- ・実施主体が自治体になった場合の拘束力はどの程度か。

【事務局】

- ・アンケートの実施は予定していない。ただ業界でアンケートがあると聞いているので、活用できるか検討する。
 - ・地域計画に対する補助金はないが、他の補助があれば活用したい。
 - ・事業、実施主体については、今後の協議で決まっていくものだが、皆様の合意を得られるよう調整していきたい。
- 会長から地域計画骨子（素案）に対する意見等、内容の追加、修正について、配付の用紙を活用して12月4日までにいただきたい旨説明 -

3. 閉会（事務局より）

- 次回第3回協議会は12月下旬または1月に開催を予定 -

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の改正（案）

資料2 第1回埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会議事概要（案）

資料3 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会地域計画骨子（素案）

参考資料1 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（平成21年9月29日付け国土交通省告示第1036号）

参考資料2 大宮駅東口タクシープールITシステム

参考資料3 法人タクシー運転者登録制度

以上

(案)
 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会 地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

(「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針」
 平成21年9月29日付国土交通省告示第1036号の抜粋)

地域計画の作成は、多様な主体が参画する協議会が行うものであるから、各関係者間で地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進していくに当たっての共通認識の形成に資する基本的な方針として、当該地域におけるタクシーの位置付けやタクシーの果たすべき役割、タクシー事業を巡る現状分析及びこれらを踏まえた取組みの方向性等について、可能な限り具体的に記載するものとする。

この際、タクシーの位置付けを定めるに当たっては、鉄道、バス等の他の地域公共交通機関と連携した総合交通ネットワークとしての機能の向上や、まちづくり・都市政策等と一体となった機能の向上についても明確化することが望ましい。

また、タクシー事業を巡る現状分析及び取組みの方向性を定めるに当たっては、地方運輸局長が協議会に提示する当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要である。

埼玉県県北交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割

- ・タクシーは、全国で年間2.2億人（埼玉県では5,786万人）の輸送を担い、他の公共交通機関が始発から終電までに決められた路線での輸送を担っているのに対して、個々の利用客のニーズに合わせたドア・ツー・ドアの面的なサービスを提供する輸送機関としての特性がある。タクシーはどのような地域、どのような時間においても、その機能が必要とされる重要なサービスで、例えば、終電や終バスが終わった後の移動手段、また、高齢者等の重要な移動手段として、生活に欠かせない公共交通機関であり、今後も重要な役割を担うものである。

タクシー事業の現況

タクシー需要の減少

- ・埼玉県県北交通圏における法人タクシーの輸送人員は長期的な減少傾向にあり、規制緩和以前の平成13年度が年間355万人（1日当たり約9,700人）から平成20年度では年間313万人（1日当たり約8,600人）となり約12%減少している（埼玉協調べ）。特に平成20年秋以降の世界的経済危機も相まって、一般の利用客のみならず、経費圧縮等

を進める企業等のビジネス利用も減少しており、原価計算対象事業者9社の平成21年12月1ヶ月間の輸送人員は8.8万人と平成20年12月1ヶ月の9.9万人に比べて11%も減少している。

- ・また、様々な輸送主体、形態による旅客輸送が社会の要請や利用者のニーズ等に応じて増加したことが、多少なりともタクシー事業に影響を与えたことも考えられる。

規制緩和によるタクシー事業者及び車両数の状況

- ・埼玉県県北交通圏におけるタクシー事業は、平成14年の「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」施行による需給調整規制撤廃等を契機に、新規参入事業者の増加及び同事業者による車両数の増加、さらに既存事業者の増車も行われてきた。平成20年から業界内で減車に向けた取組みが行われ、平成20年度には22両、平成21年度は9月30日までに12両が減車されているものの、平成14年3月末に比べ平成20年7月1日（特定特別監視地域における増車抑制措置を実施）では法人タクシー事業者数は25社から28社へと3社（約12%）増加、車両数は554両から569両へと15両（約3%）増加した。平成21年10月14日の第1回協議会において、関東運輸局から適正と考えられる車両数として3つのケース（実働率をそれぞれ90%、81%、80%としたときの車両数約400両、約450両、約450両）について示されているところであるが、平成21年9月30日現在の車両数（551両）とは大幅な差が認められるところである。

輸送実績の悪化

- ・このように、埼玉県県北交通圏では、供給されるタクシー車両数は若干増加した一方で、タクシー利用者が大幅に減少している結果、法人タクシー1両当たりの走行キロは平成13年度と比べ平成20年度では145.6kmから133.0kmへ、実車率は52.2%から49.9%へ、実働率は80.7%から75.6%へ、いずれも低下しており、タクシー1日1車当たりの運送収入（税込み、以下同じ）も25,382円から24,288円へと、これも約4.3%減少するという実態となっている（埼玉調べ）。
- ・さらに、平成21年11月の実績では、実車率48.9%、実働率76.4%、1日1車当たりの運送収入は20,888円と輸送実績は一層悪化している。特に、実働1日1車当たりの運送収入は、17ヶ月連続で前年比割れの厳しい状況となっている（埼玉調べ）。
- ・一方で、燃料（LPG）価格の高騰（平成13年53.51円/リットルから平成20年82.96円/リットル）（資源エネルギー庁調べ）や安全対策等への経費の増大等により、標準的なタクシー事業者の収支差比率は年々悪化しており（埼玉調べ）、減益幅は拡大する傾向にある。このように事業経営は非常に厳しく、こうした状況が改善されなければ、タクシーの地域公共交通としての機能が一層低下することが懸念される。

運転者の労働条件の低下

- ・タクシー1両当たりの運送収入の減少は、歩合制賃金を主体とした賃金体系の中、運転者の

賃金の低下を招き、埼玉県タクシー運転者の平均年収は、バブル末期の平成4年までは埼玉県の全産業平均に比べ20%程度低い状態であったが、その後、その格差は年々拡がり、埼玉県の全産業平均に比べ30～40%程度低い状態が長年にわたっている。(埼玉労働局調べ)平成19年12月には運転者の労働条件の向上等のために運賃改定を行ない効果として表れてきたが、需要の減少によって賃金水準が期待されたほどにはならず、現状の賃金水準では、働き盛りの年代の運転者の定着が難しい状況にもなっている。

長時間労働及び運転者の高齢化

- ・労働時間については、埼玉県のタクシー運転者は埼玉県の全産業平均よりも長時間労働の傾向もみられる。また、若年層の就職先としての魅力の低下等も相まって、昭和53年には約50歳であった運転者の平均年齢が平成20年には59.1歳となるなど、運転者の高齢化も進み、65歳以上の高齢運転者も増加傾向にある(埼玉調べ)。
- ・低賃金や長時間労働であるがために若年層の新規労働者の入職は減少しており、その確保が課題となっている。

需給バランスが崩れたことによるサービスの低下

- ・このような状況の中、一部では収入を増やそうとするため、短距離の運行をいやがる傾向から、短距離利用者への運転者の接客サービスが低下しているような指摘もある。

埼玉のタクシー業界の取組み

- ・タクシー業界では、これまでも、利用者の増加や利便性の向上を目指した各種の取組みや、経営効率化・合理化や安全性の維持・向上への取組みを推進してきた。
- ・埼玉県県北交通圏においては、無線タクシーのデジタル化の推進、低燃費LPGタクシー車両の導入、エコドライブなどによる環境問題への取組み、労働環境の向上(防犯対策の推進)、社会的要請の禁煙化の実現、身体障害者割引及び運転免許返納者割引の導入、便利タクシーの促進、タクシー子ども110番の導入、新型インフルエンザ対策、コンビニタクシー相互協力の協定、廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定、優良運転者表彰制度など幅広い分野で様々な取組みを実施してきた。

まとめ

- ・上述のように、タクシー事業の直面する需要の低迷、供給の過剰、労働環境の悪化、サービスレベルの低下等の様々な問題があるなかで、公共交通機関としての役割を果たすために、タクシー業界としても多様な努力をしてきたところであり、さらに創意工夫の余地があるものと考えられるが、現状の経営環境下では、状況の抜本的な改善は難しいものと思われる。

取組みの方向性

において分析した、タクシーの役割、現況、課題を踏まえ、以下の項目ごとに具体的な目標を設定する。

各目標の実現を図るため、各タクシー事業者は、不特定多数の需要者に対して安全・安心で良質なサービスを提供する、公共交通機関としての自覚を持ち、社会的責務を果たすべく、積極的な取組みを進めるべきである。

また、タクシー事業者以外の関係者についても、各目標の実現に向け、タクシーが公共交通として機能しうる環境づくりを行う等、必要な協力を行うものとする。

協議会は、目標の達成状況について検証・評価を行うとともに、タクシー事業者等関係者に対し、目標達成のための事業の進捗を促す。また、協議会に参加していない関係者（構成員以外のタクシー事業者、鉄道事業者、道路管理者等）に対しても、地域計画に定める目標の実現に協力するよう要請することとする。

さらに協議会は、必要に応じて地域計画の見直しを行うものとする。

タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供

事業経営の活性化、効率化

タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

安全性の維持・向上

観光への取組み

環境問題への貢献

防災・防犯対策への貢献

地域公共交通としての役割の強化

総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

過度な運賃競争への対策

2. 地域計画の目標

地域計画の目標（基本方針の抜粋）

地域計画の目標には、目標を達成するために行う特定事業その他の事業の前提となる目標を記載するものとする。

地域公共交通としてのタクシーの位置付け、期待される役割は地域によって多種多様であるが、特定地域において生じている問題に対し、適切に対応を図っていく観点からは、適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針を踏まえつつ、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定することが望ましい。

- イ タクシーサービスの活性化
- ロ 事業経営の活性化、効率化
- ハ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ニ タクシー事業の構造的要因への対応
- ホ 交通問題、環境問題、都市問題の改善
- ヘ 供給抑制
- ト 過度な運賃競争への対策

なお、具体的な目標の設定に際しては、定性的な目標又は定量的な目標のいずれを設定しても差し支えない。

タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供

- ・タクシーに求められるサービスは、公共交通機関としての社会的責務を果たすために「安全・安心で良質なサービスの提供」を遂行することである。そこで、サービスレベルの向上を目指し、利用者の満足度を高めることを目標とする。
- ・そのためには、タクシー事業者間での適切な連携を図り、共同事業などによりタクシー業界のサービスレベルの向上を目指した活性化方策を実施するものとする。
- ・特に新たな需要の喚起については、高齢化社会における個人需要の掘り起こしに向けた取組みや、拡がりをみせる交通空白地帯の利用者の細かな需要に対応する取組み等を行いサービスの活性化を図るものとする。
- ・具体策として、バリアフリー対応の教育制度の導入など、バリアフリー法の趣旨を尊重し、その実現に向けた取組みや、地域の公共交通の課題等について地方公共団体等関係者からの情報を得ながら地域住民の需要を把握しタクシーサービスの向上に努める。

事業経営の活性化、効率化

- ・タクシー事業者が健全な経営環境の中で適正な競争を行った結果、安全・安心の確保を前提に、タクシー運転者に適正な労働条件を提供でき、公共交通機関として社会的な責任を果たし、且つ新たなサービス等への投資も可能とするための適正利潤も確保できる体制を

目指すものとする。

- ・タクシー事業はコンプライアンスに基づいた事業経営を遂行しつつ、さらに車両や運転者の適切な管理・運用を図るために各社での自助努力を求めるとともに、業界としてもそれを支援する取組みを実施するものとする。
- ・具体的には、車両費用の削減、あるいは部品や燃料などの共同購入を推進することで経費の圧縮に努める。

タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

- ・タクシー運転者の労働条件の悪化を防止し、法定労働条件の遵守はもとより、賃金、労働時間等の労働条件の改善・向上を目指し、具体的には、賃金面や労働時間面で他産業平均賃金や他産業平均労働時間との格差を可能な限り縮めることを目標とする。
- ・これらの目標に向けて努力していく過程において、有能な人材の確保が可能となることで、安全・安心で良質なサービスの提供につながっていくこととなる。

安全性の維持・向上

- ・公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼をますます向上していく必要がある。また、安全・安心はタクシーサービスの根幹であり、これを担うのが運転者である。運転者のレベルアップを図るため各種の研修会を実施するとともに、協会、会社をあげて安全・安心のサービスが提供できる体制等を整備する必要がある。
- ・さらに国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」における事故削減のための対策に着実に取り組みつつ、今後10年間で死者数、人身事故件数をともに半減することを目標とする。

観光への取組み

- ・タクシーは個別輸送機関であり、駅等から地理不案内な旅客を目的地までの確に案内することができ、旅行者の荷物の負担を軽減でき、必要に応じて観光スポット、飲食スポットに関する情報提供や乗客のエスコートもすることができる。このような特性を生かして、特に高齢者や外国人の旅行者には大きな利便を提供することが可能である。
- ・訪日外国人旅行者数を2013年に1,500万人、2016年に2,000万人、2019年に2,500万人、そしてその後3,000万人を達成することを目標とする「観光立国」実現を目指す施策が展開される中、地域の観光振興と連携した取組みを検討し、タクシーサービスとして快適なサービスの提供を目指す等機能の向上が必要である。
- ・また、国内外の旅客に対し、その特性を発揮して、十分なサービスを提供し新たな埼玉の観光を支えるため、タクシー運転者のサービスレベルの向上、観光タクシーの取組み、乗り場の工夫等サービスの充実を図ることが必要である。

環境問題への貢献

- ・政府は、温室効果ガスの削減目標について、1990年比で2020年までにCO2排出量を25%削減することを目指すことを表明している。こうしたことから、実車率の向上対策や、効率的配車による無駄な走行の削減、環境対応車の積極的な導入、エコドライブの実践等により、政府目標の達成に貢献するよう取り組むこととする。

防災・防犯対策への貢献

- ・地域を広範に走行しているタクシーの特性を活かし、地震等災害対策及び防犯等治安維持への協力により、社会的貢献を促進する。
- ・具体的には、災害発生時に災害場所の通報を行う協定や「防災レポートタクシー」の取組みなど自治体や消防等との締結等にさらに取組み、防災対策を推進する。
- ・また、子供達の安全確保に資する「子供の安全を見守るタクシー」へのさらなる取組みなどにより、防犯対策を推進する。

地域公共交通としての役割の強化

- ・地域ごとの状況を鑑みた地域社会密着型サービスを提供することで、地域公共交通としての役割を一層強化する。
- ・乗合タクシーやデマンドタクシーの運行など、地域の要請に対して積極的に対応する。

総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

- ・各自治体では、通常、都市計画のなかに市民の交通手段としてバス、鉄道等公共交通に關し位置づけているところであるが、タクシーに関しては、その対象となっているケースは極めて少ないのが現状である。
- ・しかしながら、高齢化を支え子育て世代を支援しうる機能を有し、鉄道等他の地域公共交通とのネットワークの一部であるタクシーに関して、各自治体における認識を高め、都市計画に位置づけられるようタクシーに関わる業界、行政などの関係者は、関係自治体に対し、協議、働きかけを進めることとする。

過度な運賃競争への対策

- ・過度な運賃競争への対応については、交通政策審議会及び同答申に基づき設置された運賃制度研究会でも検討された経緯があり、それらの報告書等を踏まえ適切に対応する。

以上の目標の達成に必要となる供給過剰状態の解消

- ・現在の諸問題の根幹として、タクシーの供給車両に対して輸送需要が低迷していることは否めない。県北交通圏の10月14日の第1回協議会において関東運輸局が公表した適正と考えられる車両数は、3つのケースの実働率により、約400両（実働率90%）、約450両（同81%）、約450両（同80%）であり、これに基づく20年7.11通達（特定特別監視地域における増車抑制措置を実施）における基準車両数から21年9月30日まで22両の減車により同日現在の車両数は551両となっているが、80%の

実働率（４５０両）と比較しても２２％ほど多くなっている。したがって、関係者は諸般のタクシー問題の改善に向け、輸送需要の開拓を行うとともに、この供給過剰な状態の解消に努める必要があると考えられる。

- ・この取組みで、日車營收の増加による経営環境の改善により労働条件の改善が図られ、労働者の質の向上や新たなサービスの質の改善が図られること、また、投資余力の発生による新たな顧客サービス改善や新たな需要開拓等につながるなど、タクシーが県北地域において公共交通機関としての機能を向上させる効果が期待される。
- ・ただしその際には、タクシー運転者が職を失うことや、安定供給など公共交通機関としての機能の低下につながらないことにも留意する必要がある。

3. 地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

(基本方針の抜粋)

地域計画に定められた具体的な目標に即し、三に定める事項を参照しながら、事業の概要、実施時期及び実施主体を簡潔に記載することとする。

三 特定事業その他の地域計画に定める事業に関する基本的な事項

タクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要であることから、地域計画には、法令に違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシー事業の適正化及び活性化に資するあらゆる事業について定めることができることとする。この際には、次の1から4までの観点を参考にしつつ、地域計画に定められた目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ましい。

1 輸送需要に対応した合理的な運営

タクシー事業の適正化を図る上では、タクシー事業者が地域の輸送需要を的確に把握するとともに、輸送需要に対応した適切な運送サービスを提供するなど輸送需要に対応した合理的な運営を行うことが必要である。

2 法令の遵守の確保

タクシー事業の適正化を図る上では、タクシー事業者及びタクシー運転者が道路運送法関係法令に加え、労働関係法令や道路交通法関係法令の遵守を徹底するとともに、タクシー事業者においてこれらの法令の目的や趣旨に適合した適正な事業の運営やタクシー車両の運行がなされることが重要である。

3 運送サービスの質の向上

タクシー事業の活性化を図る上では、タクシー事業者が自らの創意工夫や的確な輸送需要の把握に基づき一層の運送サービスの質の向上を図ることが重要である。また、実際に直接利用者として接するタクシー運転者による質の高いサービスの提供を実現するためには、タクシー事業者が常にタクシー運転者の良好な労働環境の整備に心がけることが重要である。

4 輸送需要の開拓

タクシー事業の活性化を図る上では、介護が必要な者の運送の実施や観光地を巡る運送の実施等タクシーに求められる多様なニーズに対応した運送を行い、新たな輸送需要を開拓することが重要である。

2. に掲げた目標を達成、実現するために、タクシー事業者が主体となって取り組むべき特定事業及びその他関係者が取り組むその他の事業に関する各項目を、以下に列記する。

特定事業計画に関しては、当該地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であるタクシー事業者が、単独又は共同して行おうとする特定事業を以下の各項目から積極的になるべく多く選択し、記載された実施期間内に取り組むものとする。

その他の事業に関しては、それぞれ実施主体とされた者が実施時期を勘案し、事業を行うものとする。

また、特定事業がより多くの事業者によって取り組まれ、目標の早期達成を図るため、積極的に取り組むタクシー事業者を支援する方策を関係者で検討することが必要である。

実施時期としては短期・中期としているが、短期については1年以内、中期については指定期間内を目安として取り組むこととする。

タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供

【特定事業】

サービス向上のための教育・研修の充実

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

地理教育の徹底

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

早朝予約の積極受注の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

ETCの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

カーナビの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

自社乗り場の設置・運営

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

福祉タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

介護タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

子育て支援タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

タクシー乗り場及び周辺における美化の推進

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

高齢者運転免許返納割引の拡大

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

事業者における自社WEBサイトの開設

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

県警・警察署及び法人協会への優良運転者推薦制度の促進

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

【その他の事業】

駅前等における乗り場（上屋付き乗り場、バリアフリー乗り場等）の整備の検討

実施主体等：法人協会、自治体、鉄道事業者

実施時期：中期

タクシー利用者に対するアンケート調査の充実

実施主体等：法人協会

実施時期：短期・中期

事業経営の活性化、効率化

【特定事業】

デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車（再掲）

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

車両費用等の削減

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

部品や燃料などの共同購入を推進による経費の圧縮

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

チケットの規格統一化

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

【その他の事業】

ニューサービスに関する要望受付窓口の設置

実施主体等：法人協会

実施時期：短期

タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

【特定事業】

賃金制度・乗務員負担制度の見直しの取組み

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

運行計画の徹底による労働時間の適正管理

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

嘱託・定時制運転者の採用年齢制限の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

若年労働者の積極的な雇用の促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

健康診断の充実

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

女性が働きやすい職場環境の整備

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

防犯訓練の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

防犯カメラの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

防犯仕切版の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

洗車機の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

【その他の事業】

安全性の維持・向上

【特定事業】

映像記録型ドライブレコーダーの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

ドライブレコーダー等を活用した事故防止教育の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

アルコールチェッカーの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

運輸安全マネジメント講習の受講

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

安全運転講習会の受講

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

交通事故ゼロ運動等の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

セーフティードライバーコンテストの参加

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

事故防止コンテストの導入

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

【その他の事業】

観光への取組み

【特定事業】

観光タクシーの運行の取組み

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

観光タクシー乗務員講習会の実施の取組み

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

【その他の事業】

観光施設等における観光タクシー待機場所等に係る検討

実施主体等：法人協会、自治体

実施時期：中期

地域の観光振興に関する取組みへの積極的な参加

実施主体等：法人協会、タクシー事業者、自治体

実施時期：短期・中期

環境問題への貢献

【特定事業】

ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

アイドリングストップ車の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

アイドリングストップ運動の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

【その他の事業】

防災・防犯対策への貢献

【特定事業】

地域における治安維持への協力

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

地域における防災への協力

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

地域における防犯への協力

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

子供の安全を見守るタクシーへの協力

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

救援タクシーの促進

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

【その他の事業】

地域公共交通としての役割の強化

【特定事業】

コミュニティタクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

地域公共交通会議への積極的な参画

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

交通問題や公共交通の整備、環境、防災問題等に関する協議会への参加

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

【その他の事業】

都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進

実施主体等：法人協会、運輸局

実施時期：中期

総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

【特定事業】

Suica、Pasmo等ICカードの利用可能なタクシーの拡大による他の交通機関との連携

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

輸送障害時における代替輸送の連携強化

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

【その他の事業】

地方自治体主体の運行による他の交通機関との連携による新たなサービスの創出

実施主体等：タクシー事業者、法人協会、自治体

実施時期：中期

地域公共交通の向上のための話し合いの場の設置

実施主体等：タクシー事業者、法人協会、運輸局、自治体、バス事業者

実施時期：中期

ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実

実施主体等：法人協会、鉄道事業者

実施時期：中期

都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進（再掲）

実施主体等：法人協会、運輸局

実施時期：中期

（注）その他の事業における「実施主体等」とは実施主体ならびに協力者を意味し、協力者とは事業の実施を支援する立場の者を指す。これらの具体的な分担に関しては個別の事案ごとに協議するものとする。

特定事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

これまでの分析から明らかなように、タクシーが公共交通として健全に機能し、2.に掲げた各目標を着実に実現させるためには、諸問題の根幹にある需給のアンバランスの解消、つまり供給過剰状態を解消することが必要である。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法では、特定事業計画には、特定事業と相まって事業再構築（事業の譲渡又は譲受け、法人の合併又は分割、事業の供給輸送力の減少、事業用自動車の使用の停止）について定めることができる」と規定されている。また、同法に基づく基本方針には「事業再構築は、地域計画に位置付けられた特定事業の実施と相まってタクシー事業の適正化及び活性化の推進に資するものであり、特定事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。特に、地域におけるタク

シーの需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけ、あるいは新たな需要を開拓するのみならず、供給輸送力を減少させることも必要である。このため、適正な競争が確保されること及び利用者の利益が損なわれないことを前提として、本法の枠組みも最大限に活用しつつ、単独又は複数のタクシー事業者による自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。」と示されているところである。

以上の趣旨を踏まえて、タクシー事業者は積極的に特定事業計画と相まった減車等の事業再構築についても検討し、特定事業を進めることが必要不可欠である。

なお、特定事業計画がタクシー事業者によって取り組まれ、埼玉県県北交通圏のタクシー市場が適正化されるためには、タクシー事業者の経営行動に影響を与え得る主体（行政、自治体、公共施設管理者等）の協力が不可欠である。これらの主体が本地域計画の主旨を十分理解し必要な行動を行うよう、本協議会は協力を要請するものである。